

令和6年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

令和6年9月5日（木曜日）

議事日程第3号

令和6年9月5日（木曜日）午前9時30分開議

第1．一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者 4番 佐々木 隆 一 議員

10番 泉 谷 赳 馬 議員

第2．提出議案に対する質疑

第3．追加提出議案の説明並びに質疑

議案第125号から議案第128号まで 4件

第4．決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任

第5．提出議案・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員（20人）

1番 阿 部 十 全	2番 小 川 幾 代	4番 佐々木 隆 一
5番 大 友 孝 徳	6番 松 本 学	7番 佐 藤 義 之
8番 佐 藤 健 司	9番 小 松 浩 一	10番 泉 谷 赳 馬
11番 甫 仮 貴 子	12番 堀 井 新太郎	14番 三 浦 晃
15番 正 木 修 一	16番 吉 田 朋 子	17番 高 橋 信 雄
18番 伊 藤 順 男	19番 高 橋 和 子	20番 渡 部 聖 一
21番 三 浦 秀 雄	22番 長 沼 久 利	

欠席議員（1人）

3番 佐 藤 正 人

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長 湊 貴 信	副 市 長 佐々木 司
副 市 長 三 森 隆	教 育 長 秋 山 正 毅
企 業 管 理 者 三 浦 守	総 務 部 長 高 橋 重 保
企 画 振 興 部 長 阿 部 徹	市 民 生 活 部 長 遠 藤 裕 文
健 康 福 祉 部 長 小 松 等	産 業 振 興 部 長 齋 藤 喜 紀
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長 今 野 和 司	建 設 部 長 原 敬 浩
教 育 次 長 熊 谷 信 幸	総 務 部 危 機 管 理 監 渡 部 友 善
広 報 広 聴 課 長 佐々木 紀 孝	市 民 課 長 渡 部 淳 一
健康づくり課長兼本荘保健センター所長 佐 藤 尚 子	農 山 漁 村 振 興 課 長 三 浦 真 樹

商工振興課長
主幹兼学校教育課長

阿部良博
倉田和人

建設管理課長

東海林健悟

議会事務局職員出席者

局長 鎌田直人
書記 村上大輔
書記 高野周平

次書 長 齋藤剛
書記 松山直也

午前 9時30分 開 議

○議長（長沼久利） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

3番佐藤正人さんより、欠席の届出があります。

出席議員は20名であります。出席議員は定足数に達しております。

市長より発言の申出がありますので、これを許します。湊市長。

○市長（湊貴信） ただいま許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

昨日の答弁につきまして訂正をお願いしたいことがございますので、企画振興部長より詳細について説明をさせます。

○議長（長沼久利） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） 私から、昨日の小川幾代議員の一般質問、大項目5番、路線バスの運行路線廃止とその後の対応についてでの再質問で、赤田線の廃止について地元への説明はという再質問をいただきましたが、その答弁の中で、市が説明に伺った会議の名称を赤田地域振興会総会と申し上げましたが、この名称は誤りでございまして、正しくは北内越地域振興会総会でございました。おわびして訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

以上です。

○議長（長沼久利） それでは、本日の議事に入ります。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

○議長（長沼久利） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

なお、毎回お願いですが、質問者の皆様は、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮していただきたいと思います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

初めに、4番佐々木隆一さんの発言を許します。4番佐々木隆一さん。

【4番（佐々木隆一議員）登壇】

○4番（佐々木隆一） おはようございます。情勢について述べます。

支持率低迷にあえぐ岸田首相が退陣を表明しました。メディアは裏金の逆風やまづの引責と報じましたが、国民の怒りの広がりにより追い詰められた結果であり、岸田政権の下で問題となってきた裏金と旧統一教会との関連、物価高騰に何らの手を打たない経済無策、今後5年間に42兆円にも上る大軍拡、それに改憲策動、あれもこれも国民にとっては最悪のものばかりであり、皆、自民党が組織ぐるみでやってきたことではなかったでしょうか。国民の怒りが岸田首相を退陣へと追い込んだのです。岸田さんは裏金問題をあまりにも甘く見ていた。政治資金規正法を改正したが、国民は誰もこれで裏金がなくなるとは思っていないと、自民党の閣僚経験者さえこのように言っています。

先日、大館市長選挙があつて27歳の新人石田氏が当選しました。福原前市長の後継候補とされた日景氏が票を伸ばし切れなかったのは、自民党に対する批判の風をまろに受けた、それが市民の投票行動に影響したと秋田魁新報が報じています。ここにも自民党批判が広まっています。

総裁選報道を連日メディアはやっていますが、表紙のすげ替えでは変わりません。裏金自民はもう御免の怒りを総選挙へぶつけていきましょう。

質問です。

1、大雨被害、各河川のしゅんせつと堤防のかさ上げを急ぐべき。

今回の大雨被害で被災された皆さん、お見舞いを申し上げますと同時に、市をはじめ職員の皆さん、関係者、ボランティアなど、いろいろ御苦勞なされたことかと思ひます。敬意と感謝を申し上げます。

梅雨前線の影響で県内は記録的な雨となりました。連日の雨で水かさが増し、特に子吉川、石沢川などが氾濫し、堤防の決壊などかつてないほどの被害でありました。7月23日の降り始めからの降水量、東由利地域293ミリは、僅か3日間で7月1か月間の降水量であり、線状降水帯が発生したと見られます。

西目地域の西目川も7月の上旬に引き続き2回目の冠水で、私の地元で川の流れ、冠水状況など何十年も見ていますが、僅か1か月で2回の冠水は記憶になく、西目の奥まった集落の冠水は、年配の皆さんも含めて歴史上初めてとの話でありました。

市内の農作物、農地・農業用施設、林道、山地、公共土木施設などの被害は、8月9日時点で187億円となっています。しかし、農道や林道などの崩落で通行不能の箇所があり、そのところは未調査となっており速やかな調査をすべきであります。

西目川は、梅雨末期の大雨あるいは秋の台風などの長雨でほぼ毎年のように冠水します。川底が流入する土砂で埋まり年々高くなってきており、川の中に島ができ、川辺や川岸、川の中に堆積が多くなってきて、実生の木々も当然ですが大きくなり、流水の妨げとなってきております。子吉川や県管理の河川などにも見られ、子吉川の一部は大木となってきており、県管理の中小の河川にも見受けられます。

近年は気候変動の影響もあり、秋田県内でも昨年に引き続きの災害となりました。根本的には気候危機打開のため、国際的な議論に見合った大幅な二酸化炭素の排出削減が不可欠となっており、これらに後ろ向きな日本政府の姿勢を改めさせることが必要でしょう。もはや全国的な被害を見るにつけ、いづどこで災害が起きてもおかしくない状況です。市民の命、暮らしを守るために一層の当局の頑張りを期待します。

一級河川の子吉川、また西目川などの県管理河川、特に西目川に関して過去何回の

しゅんせつをやってきましたか。地元ですが、ここ数十年あまり見たことがありません。子吉川や県管理河川のしゅんせつ、堤防のかさ上げなどを国や県に強く要請すべきであります。答弁を求めます。

2、地方自治法改正で災害対応などへの影響は。

同法は災害、感染症などの際、閣議決定で住民の生命、財産を守るために必要があるとするれば、自治体に指示を出し、義務を課せるようにするものであるものの、災害や感染症を例示しているが、その他これに類するなどの事態は極めて曖昧であり、判断は全て政府に委ねられ、国会にも諮らず恣意的な運用が可能になってきます。

憲法は、地方自治を保障してきましたが、歴代の自民党政権は自治体の権限や財源を抑制し続けてきました。1999年の地方分権一括法では、地方分権を掲げながら法定受託事務を温存し、自治体への指示、代執行など国の強力な関与の仕組みをつくってきたのであります。

今回の改正は、自治事務についても国の指示を可能にし、自治体を国に従属する立場に置くもので、地方自治を否定するものになってしまうおそれがあります。政府はコロナなどを挙げていますが、能登半島地震に見られるように災害時に対応が進まない大きな要因は、地方公務員を横暴に減らし、地方の財源を削ってきたことにあり、必要なのは素早く対応できる権限、財源、マンパワーを国が自治体に保障することではないでしょう。

地方自治法改正で、感染症の大流行や大規模災害などの際の対応にどのような影響が出てくるのか、市長の見解を求めます。

3、マイナ保険証への対応は。

7月4日、デジタル化の推進状況を視察するために本市に河野デジタル相が訪れ、本市のマイナカード活用事例などの説明を受け、デジタル化先行を「心強い。デジタル庁としても応援していきたい。人口が減っていく中、デジタル化は行政として必要になってくる。由利本荘の取組を全国に展開していきたい」と秋田魁新報に掲載されました。

マイナ保険証の利用が増えない中、厚労省は5月から7月を利用促進集中取組期間で大臣が先頭に立って来訪されたのでしょうか。12月の保険証廃止に向け、利用拡大キャンペーンに総力を挙げて取り組むとしています。

そんな中で、薬局でマイナ保険証でないと薬を出せないと言われた事例が起き、現行の健康保険証患者が診察順を後回しにされる事例も起きています。厚労省が、マイナ保険証の利用者が増えたところは見返りとしてお金を支給しているためです。

厚労省は1月から、マイナ保険証の利用者が昨年から5ポイント以上増えたところに支援金を出してきましたが、利用率は低迷しました。そこで、集中月間では、利用者数の増加に応じ診療所や薬局に最大10万円、病院に最大20万円の一時金を出すことにしましたが、それでも利用率は5月時点で7.7%と4月対比1.17%にとどまり、今度は一時金を20万円と40万円に、倍に引き上げたのです。

政府は、既に健康保険証等をひもづけた人などへの付与ポイントに1兆3,800億円の税金を使っています。巨額の税金を投入してもマイナ保険証の利用が伸びないのは、窓口で有効期限切れや被保険者である資格確認が無効と出たりする事態が起きているからであり、これでは保険証の意味がありません。誤って別人にひもづけられることへの不

安も消えていません。政府は、今年度予算で社会保障費の自然増分を1,400億円圧縮したのです。税金は強引なマイナ普及ではなく、医療の充実に使うべきであります。

大阪府保険医協会のアンケートにも、今年に入ってからで65%の医療機関でトラブルが発生しており、保険証廃止に道理はなく、厚労省の利用促進やキャンペーンは任意取得が原則のマイナカードを強要しているようにしか見えません。

次の項について質問します。

本市のマイナカードの交付枚数、交付率、全国順位、自主返納した枚数は幾らですか。市内の医療機関、薬局のカードリーダーの普及率はいかがですか。資格確認書は何枚と想定されていますか。介護施設などのカードの管理は、国において暗証番号を不要にするなどの検討をすると昨年9月議会で答弁していますが、その後はどのようなになっていますか。自宅で暮らす重度障害者などのカード発行、利用はどのようなになるのでしょうか。

厚労省の保険証廃止に関するパブリックコメントには5万人以上が意見を寄せ、圧倒的多数は反対意見で、現行の保険証存続が国民の声であります。

これらの意見をどのように認識していますか。市長の答弁を求めます。

4、コロナ医療に経済支援を要請すべき。

新型コロナは5類移行によって、全ての特例措置が3月末に終了しました。全国的に感染が急拡大する一方、高額な医療費のために患者が治療薬を避ける傾向が生じています。重症化する患者の増大と医療崩壊を防がなければなりません。

コロナの治療薬ラゲブリオ、パキロビッドなどの窓口負担は、5日分の薬が処方された場合、3割負担で約3万円に上り、インフルエンザの抗ウイルス薬と比較しても非常に高く、ほかの感染症で用いられたものと同じ水準にするなど、緊急に新たな公費助成の創設が必要であります。

この秋から、コロナワクチンは65歳以上の高齢者と60から64歳で、心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障害がある方を対象に、本市は5,000円程度の自己負担を求める定期接種が始まります。ワクチンは重症化を予防する手段であり、自己負担の軽減など経済的負担の軽減も必要となります。これらのことを自治体独自で行うには財政的な観点から無理があり、国や関係機関などに早急に要請すべきであり、また、5類になったとはいいながらも保健所などと情報を連携すべきであります。当局の答弁を求めます。

5、子供医療費の窓口負担復活促す新たな通知への対応は。

18歳未満への医療費助成を独自に行う自治体に対し、国保の国庫負担を減額する調整措置、ペナルティーが長年の運動によって2024年、今年の4月から廃止されました。ところが、厚労省は子供医療費の窓口負担無償化を問題視しています。

地方単独の子供などへの医療費助成制度に窓口負担を設けたり、償還払いを行っている市町村に対し、市町村国保の補助金で2025年度からプラスに評価することを6月26日に通知しました。具体的には、窓口負担が必要な制度にしているにプラス50点、2024年度に窓口負担を復活させたにプラス20点などとしており、予算規模は400億円です。

これらの見直しは、医療費の窓口負担無償化を進める自治体への圧力となり、ペナルティー廃止の政府方針からも逆行するものであり、今回の措置との整合性について、同省の担当者は不必要な医療費の増加を防ぐための措置だったと答えています。

同省が7月3日に審議会に示した子供医療費の窓口負担が、健康状態に与える影響の研究でも、窓口負担がある自治体では受診抑制が起きる確率が高い傾向が見られるとしています。

本市は市民などの声に応えるように、湊市長が就任した2021年4月臨時会で高校生世代18歳までの医療費無料化を表明し、10月より施行しています。高校生まで医療費を無料化してほしいとの市民や世論の声に、前長谷部市長が当時の議会などでは、過剰な受診の原因になると答弁、また厚労省も不必要な医療費の増加などとしてきたのであります。

今回の厚労省からの通知に対して、市として動きがあるのかどうか見解を求めます。

6、保護司の実態を把握し安全に配慮を。

保護司は、犯罪を犯した人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えており、身分は保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。給与は支給されず、実質的なボランティアであります。

6月、大津市で保護司を殺害したとして保護観察中の男が逮捕されました。保護司殺人事件を受け、罪を犯した人を支える保護司制度に注目が集まっています。再犯防止に協力して貢献してきましたが、高齢化などによる担い手不足も深刻化し、課題は山積みようです。

出所した生活困難者の再犯を防ぐ意味合いからも、立ち直りを支援し、定期的な面接で生活状況などを確認するなど、ボランティアという立場では責任とリスクが見合わないという声もあります。識者は、地域で応援するのが保護司の活動、専門知識を有する観察官を養成し、保護司との連携を強めることもリスク低減につながると指摘しています。

保護司の活動の実態を把握し、事件や事故に巻き込まれることのないように関係機関と連携し、安全に配慮していただきたいと思います。

2023年1月現在で、保護司は全国で4万7,000人いますが、この20年間で2,200人減少し、平均年齢は65.5歳に上ります。全国保護司連盟の下、秋田県には12地区あり、本市はにかほ市と本荘地区保護司会となっており、定数は63人で充足していると聞いています。高齢の方が多くいようではありますが、平均年齢は何歳でしょうか。

面接の場所は自宅の場合もありますか。公共の場所などが確保されているのでしょうか。答弁を求めます。

7、開かれた教科書採択を。

今年は4年に一度の教科書採択の年であり、中学校で来年度から4年間使う教科書の採択が行われました。カダーレの図書館には、文科省の裁量で検定に合格した教科書がずら一と並んでいましたが、その中で気になったのは、日本の侵略戦争を美化し、平和憲法を変えて戦争をする国づくりに誘導するような戦前回帰が進められ、学校教職員や保護者、教育関係者などが危惧するような教科書もありました。

今回の検定では〇〇〇〇の教科書が合格し、採択対象となりました。同教科書は為政者や天皇についての記載が多く、日本でも最も有名な戦闘機と言われるゼロ戦や戦艦大和を1ページ使用して紹介しており、日本軍慰安婦についても強制連行された事実はないとする記述もあったのです。この件に関しては、女性たちがその意思に反して慰安所

に送られてきたことは日本の裁判所でも事実として認定され、政府見解でも軍が直接関与していたことも認めており、この記述は日本政府の見解にもそぐわないと言えるでしょう。慰安婦への軍の責任を否定したい政府、文科省の意図と同教科書の狙いは共通しています。

また、第二次世界大戦を白人の植民地支配に苦しんでいた東南アジアの人々に独立への夢と希望を与えたなど、日本の侵略戦争を美化、免罪する記述もあって、特異な歴史観に基づく編集は重大な問題があり、戦争体験者が少なくなり、戦争の史実をどのように次世代へ伝えるかというときに、二度と過ちを繰り返さないために伝承や教育はますます重要になってきます。

採択地区協議会は、どの教科書会社のどのような内容の教科書が採択されたのでしょうか。

採択を決める協議会を希望者が傍聴できるようになっていますか。子供たちと一緒に教科書を使う教職員、市民、主役である子供たちの意見を聴く教科書採択が本来のあるべき方向だと思われますが、どのようにになっていますか。教育長の答弁を求めます。

以上であります。

【４番（佐々木隆一議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、佐々木隆一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、１、大雨被害、各河川のしゅんせつと堤防のかさ上げを急ぐべきについてお答えいたします。

秋田県が管理する西目川の洲ざらいや伐木などの河川整備につきましては、長らく実績はありませんでしたが、河道の土砂堆積状況や地域からの要望を踏まえ、令和５年度に海士剥地区で国道７号より上流側を実施しており、今年度から来年度にかけては中沢地区を実施する予定と伺っております。

堤防の補強やかさ上げなど市内の河川整備につきましては、国や県、関係機関に対し、期成同盟会や市議会とともに毎年要望を行ってきているところでありますが、国、県、市、地域の関係機関が連携した子吉川圏域流域治水協議会の中でもハード・ソフト事業を一体的に考慮した大雨被害の軽減策に取り組んでまいります。

次に、２、地方自治法改正で災害対応などへの影響はについてお答えいたします。

本年６月の地方自治法の一部改正により、これまで災害対策基本法や感染症法など、個別の法律に定めがある場合にみに認められていた指示権について、大規模な災害や感染症の蔓延といった国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、国が地方自治体に対し、講ずべき措置に関し必要な指示を行うことができるとする特例が盛り込まれました。これにより、個別の法的根拠がなくても、特定の地域に感染症が蔓延し、あるいは人の生命、身体に危険を生じさせる災害の発生により自治体での対応が困難な場合には、国が自治体に対し必要な指示を行うことができることとなります。

本市で甚大な被害を及ぼす災害や感染症の蔓延が発生し、この改正地方自治法による指示権が発令された場合、国から専門的知見に基づいた指示を受けられるなど、本市に

とって有益となる場合も考えられますが、国による補充的な指示がどこまで地方の実情を適切に踏まえ、的確かつ迅速に必要な指示を発令できるのか、また、地方自治の本旨に反して安易に行使されることがないのか不安が残るところであります。

また、指示権の行使は必要最低限とし、事前に自治体と適切に調整、協議するとなっておりますが、どの程度の内容の事前協議が行われるのか、さらには大規模災害や感染症の蔓延以外の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態とは、具体的にどのような事態を指すのかなど曖昧な点も多く、国が果たすべき役割を超えた運用がなされることがないことを望みたいと考えております。

次に、3、マイナ保険証への対応はについてお答えいたします。

マイナンバー法の改正に伴う省令が施行され、本年12月2日以降は従来の健康保険証の新規発行や再発行が行われなくなり、マイナンバーカードへ原則一本化されることとなります。本市の令和6年7月末におけるマイナンバーカードの保有枚数は5万6,741枚、保有率は79.11%で、全国順位は287位となっております。また、マイナンバー制度が開始されてから令和6年7月までで自主返納された枚数は265枚で、そのうち制度への不信感や不安を理由に返納された枚数は13枚となっております。

次に、市内の医療機関や調剤薬局におけるカードリーダーの普及率につきましては、令和6年8月4日時点で導入数は113で、普及率は97.41%となっております。マイナ保険証の利用率は6月現在で、国民健康保険被保険者は16.25%、後期高齢者医療被保険者は10.62%となっております。

次に、資格確認書についてであります。6月時点のマイナ保険証利用登録者数から想定すると、国民健康保険が4,000枚で29%、後期高齢者医療保険が6,100枚で40%と見込んでおり、この資格確認書の交付につきましては、マイナ保険証が利用できない方には申請不要で交付予定であります。

次に、介護施設などに入所されている方のマイナンバーカードの管理についてありますが、国では暗証番号の設定や管理に不安がある方々が安心して利用できるような暗証番号を不要とした顔認証マイナンバーカードの導入を令和5年12月にスタートしております。このカードは、通常のカードと同様に本人確認書類や健康保険証としての利用も可能となっております。

次に、自宅で暮らす障害者のカード発行につきましては、来庁による窓口での申請が困難な場合は、市職員が自宅を訪問し、丁寧な意思確認を行った上で写真撮影から申請手続までを行う出張申請を行っております。その後、カードは自宅へ郵送となりますので、来庁することなくカードの受け取りまでが可能となっております。

紙の保険証存続を求めるマイナ保険証に対する反対意見については、マイナンバーの別人へのひもづけ誤りなどによる不信感や不安によるものと認識しておりますが、市といたしましては、マイナ保険証利用によるメリットや安全性を丁寧にお伝えし、併せて市独自で行っているマイナンバーカード利用による利便性向上の取組の周知と不安払拭に引き続き取り組んでまいります。

次に、4、コロナ医療に経済支援を要請すべきについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の医療費については、公費負担の経過的な措置により自己負担が軽減されておりましたが、令和6年4月からは通常の医療提供体制に移行され、

医療費は自己負担割合に応じた窓口負担が必要となっております。入院治療等により医療費が高額となった場合は、各医療保険において設けられている高額療養費制度により、所得に応じた限度額での自己負担になります。

また、ワクチン接種については、予防接種法上のB類疾病に位置づけられ、10月より定期接種を開始いたしますが、令和6年度は国の基金からの8,300円と市独自の助成2,000円とを合わせて、1万300円を対象者に助成することとしており、他のB類疾病を対象とした予防接種に比べ手厚い公費負担となっております。

医療費については、公費負担の見直しにより治療薬の窓口負担が高額となったため、処方断る事例もあることから、安心して医療を受けられる体制が構築されるよう国の動向を注視するとともに、県や由利本荘医師会と情報を共有しつつ、市長会を通した国に対する要望についても検討してまいりたいと考えております。

感染症対策は予防が重要であることから、市では県感染症情報センターが公表している保健所別の発生状況を基に、市ホームページやSNSで注意喚起を行っておりますが、引き続き保健所や医師会等と連携し、ワクチン接種の推進や予防に対する市民への周知に努めてまいります。

次に、5、子供医療費の窓口負担復活促す新たな通知への対応はについてお答えいたします。

今回の厚生労働省の通知は、特定健診などの保健事業や医療費通知など、適正な事業運営のために保険者が行う保険者努力支援制度交付金の評価に係るものであり、議員の御質問にあるとおり、窓口負担を行っている場合は50点のプラス評価をするというもので、今年度新たに追加された項目となっております。

子供の医療費助成につきましては、子育て世代における経済的負担軽減を図り、子供を安心して産み育てられるよう、私の市長就任後直ちに対象者を高校生世代まで拡大いたしました。保護者の皆様からは、大変助かっている、今後も続けてほしいといった声を多数いただいております。

本市といたしましては、子供の医療費助成は少子化対策や定住対策に必要な施策の一つとして認識しておりますので、国民健康保険への補助金増加よりも窓口負担など市民のデメリットが大きいことから、これまでの取組内容を変えることなく引き続き継続してまいりたいと考えております。

次に、6、保護司の実態を把握し安全に配慮をについてお答えいたします。

保護司の活動につきましては、日頃より犯罪や非行のない地域社会を築くため御尽力をいただいております。安全・安心な社会を実現する上で欠かすことのできない存在であると認識しております。

その一方で、現在、保護司の数が減少傾向にあり、平均年齢も上昇していることから、人材確保が喫緊の課題となっており、本市においても、本市在住の保護司は46名で、平均年齢は67.2歳と同様の状況となっております。

また、面接場所につきましては、保護司の活動拠点となる本荘地区更生保護サポートセンターを西目公民館シーガル内に設置しており、面接場所としても使用していただいておりますが、様々な事情により保護司の自宅で行う場合もあるため、保護司の安全確保や負担軽減を図る観点から、自宅以外の面接場所の確保も課題となっております。市

といたしましては、身近な公共施設を利用いただくなど、引き続き関係機関と連携し、保護司の活動に協力してまいります。

次に、7、開かれた教科書採択をについては、教育長からお答えいたします。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） それでは、佐々木隆一議員の教育委員会関係の御質問、7、開かれた教科書採択をについてお答えいたします。

今年度は、令和7年度から使用する中学校の教科書を採択する年であり、由利本荘市、にかほ市の教育委員や保護者代表等で構成する由利本荘・にかほ地区教科用図書採択地区協議会の協議を経て教科書を選定しております。

教科書採択においては、市民の皆様や教職員関係者から広く意見を募る教科書展示会のアンケートや、協議会が委嘱した調査員による調査研究報告書、選定委員会による選定答申書を参考に、採択地区協議会において、両市の生徒が主体的・対話的で深い学びができるもの、使いやすく魅力に富むもの、資質・能力を高めるためにふさわしいものなどといった観点から教科ごとに検討し、慎重に議論を進めてまいりました。

また、採択地区協議会については、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、公正かつ適正に進めるために非公開としております。

なお、教科書採択に係る資料の公表に関しましては、9月2日から県のホームページに、各地区において採択された教科書が公開されております。

今後も教科書の採択においては、市民の皆様、教育関係者からたくさんの意見をいただくために、教科書展示会を広く広報するとともに、厳正かつ適正に進めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん、再質問はありますか。

○4番（佐々木隆一） いろいろ御丁寧にお答えをいただきました。

これは1、大雨被害、河川のしゅんせつと堤防のかさ上げを急ぐべきの再質問であります。主に西目川は私の家の近くで、何度も何度も冠水して被害を受けているものですから、質問に起こしたわけであります。

県管理河川の西目川では、過去何回のしゅんせつをやってきたのかということも質問項目に入れてありましたが、もしお分かりでありましたらお答えください。このことにお答えがなかったような気がしています。

もし、お答えができないようであれば、後の機会で結構であります。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 建設部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 原建設部長。

○建設部長（原敬浩） ただいまの佐々木隆一議員の再質問にお答えいたします。

市長が答弁いたしましたとおり、長らく実績はありませんという答弁をさせていただいておりますが、これは県の由利地域振興局のほうに伺ったところ、ここ最近の実績として分かっていないという回答をいただいておりますので、このような答弁をさせてい

ただきました。

○議長（長沼久利） 4 番佐々木隆一さん。

○4 番（佐々木隆一） ということは、やっぱり何十年もやってなかったんですよ、残念ながら。私は議会の常任委員会や土地改良区関連で、このことについて何度も発言しましたが、いわゆるこの住宅地なんかの災害の度合いが強い場所が優先されて、西目は、西目潟と言うくらい、まるっきり堤防も隠れるくらいになるんです。ごみなんかも上がるし。やはり今できることは、しゅんせつする、堤防のかさ上げをする、川の中なんかはひどい状況になっています。できたら、やはり何ぼでも予算をつけていただくよう要請していただきたいと思います。とりわけ今回は史上最悪と言っていいくらいの被災状況でありました。いかがですか。

○議長（長沼久利） 原建設部長。

○建設部長（原敬浩） ただいまの再質問にお答えいたします。

市長も答弁しておりますとおり、昨年の令和 5 年度には国道 7 号より上流の伐木を行っているということを県から伺っておりますし、今年度から来年度も、市長からは中沢地区ということで答弁させてもらっております。県からは、具体的に孫三郎橋上流から鷹橋の区間を適宜、堆積状況を見て実施するというような御回答をいただいております。

今回の災害を受けて、また河川の状況というのは変わっている可能性もあり、県ではその状況を見極めて、優先順位の高い区間から実施していきたいと伺っております。我々もこの後も含めて、今回、災害の箇所であった河川につきましては、そういった要望を県・国に要望していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 4 番佐々木隆一さん。

○4 番（佐々木隆一） お答えにもありましたが、子吉川、石沢川などは国県の管理であります。子吉川なども実生の木が非常に大きくなって流れが悪くなっているような状況にも見えますので、ぜひとも強く要請していただきたいと思います。

併せてこの際、西目の湯ノ沢や、災害を受けた場所ではいろいろ田んぼの被害も多くて大変な状況になっています。離農者が出ないようにそちらのほうでもひとつ手厚くいろんな助成等を利用してやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。2、地方自治法改正で災害対応などへの影響はについての再質問であります。

感染症とかという例がありましたが、これは地方自治を全く否定する方向に向かっていくというような状況にも見えるわけです。

ということは、沖縄の件を見れば分かるでしょ。沖縄県の知事や住民なんかがあんなに反対しても基地をどんどん広げて造る、あれなんですよ。そこがやはり非常に厳しくなってくるのではないかと、中央集権という形で。市長どのようにお考えですか。

○議長（長沼久利） 4 番佐々木隆一さん、ちょっと通告から外れていると判断します。

項目を変えてください。4 番佐々木隆一さん。

○4 番（佐々木隆一） いずれにしろ、地方自治がどんどん侵害されてくる。国の中央集権で、個別の法律にも基づかない閣議決定でどんどん進められてくる。こういう危惧が

あるんです。ですから、今後やはり、交付税なんかも減額されて災害なんかあったら大変になってきましようが、ぜひとも市長はじめ皆さんには災害も含めていろいろ頑張っていたきたいと思います。

次、3番、マイナ保険証への対応はであります。

本市の普及率が97%で、かなり普及してきたような感じがしておりますが、国保の利用率が16%、後期医療で10%のカード利用率ということであります。

お聞きしますが、12月2日に廃止されるのは現行の保険証の新規発行、その時点で有効な健康保険証が最長1年使用できる。さらに現行の健康保険証の有効期限が切れた後は各保険者から申請不要の資格確認書が交付される。この確認ですが、いかがですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えします。

まず1点、97%というのは、市内医療機関や調剤薬局のカードリーダー等々の普及率で、医療機関、調剤薬局にはほぼ整備されているということで、また、今のお話のように今年12月で新しい保険証の発行はなくなり、今持っている分は、向こう1年間は有効ということはそのとおりだと認識をしています。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 確認ですが、マイナ保険証がなくても、窓口で一旦10割負担ということはないわけですね。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 市民生活部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 遠藤市民生活部長。

○市民生活部長（遠藤裕文） ただいまの再質問にお答えいたします。

健康保険証が12月2日で廃止されまして、その後、最長1年間、現行の健康保険証を使えるというところでありまして、その切替えにつきましては、期間が空かないような形で資格確認書を送付するという事になってまいります。お願いします。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 最近の報道であります。9月2日、「健康保険証廃止まで3か月、利用率低迷、7月には11%」、さらには、昨日4日の新聞で「健康保険証残して、多数」やはりこれが市民、国民の声ですよ。併用も含めて残してくださいというのが。

もちろん、国の進める施策ですから、市長はSNS含めて得意な分野でありましょうから、どんどん進めていただくのは、それはそれで結構でしょう。

これが市民の声です。ですから、やはりこういうお声にもぜひとも耳を傾けて、市民の皆さんがこの12月以降困ることにならないように、心配することのないように、ひとつよろしくお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

全くおっしゃるとおり、いろいろと制度だとかが変わることによって、市民の皆さんが戸惑ったり、かえって大変なことにならないようにということは、この件に限らず、市としても考えないといけないことだと思いますので、やっていきます。

佐々木隆一議員おっしゃるとおり、今回マイナンバーカードを健康保険証で利用する

というのは、国でそういうふうにするということで行われている施策であります。この後、免許証もそのようにするといったような動き、報道もありますし、国としては多分マイナカードにいろいろなものを一本化していく方向に進んでいくんだろうと認識をしております。

先ほど部長も答弁しましたが、いろんな切替えの時期にタイムラグがないような措置、あつてはならないわけであり、そういったことについても、しっかり対応していきたいと思いますし、いろいろ不安だとかをお持ちの方については、しっかり丁寧に説明をしていくなど進めてまいりたいと思います。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 先ほど質問の際に一時金で20万円、40万円というような医療機関、薬局などへの補助金を引き上げたということで、大手の薬局でなくても必ず病院を利用する際に、マイナンバーカードはありますか、こういうふうに全ての患者さんに聞くようにしているようです。

大手の全国チェーンの薬局ではこのお金が何億円にもなるっていうんですよ。そういう無理に金を使うことよりもやはり社会保障費を手厚くしたほうがいいんじゃないかと申し上げました。

併せて今、市長がおっしゃいました様々な一体化が進む。後の機会に申し上げますが、これは政府の管理、国民の監視の一元化ですよ。こういうことはやはり肝に銘じる。そして、このたびに大儲けするのが大企業ですよ。これはやはり認識していただいたほうがよろしいかと思います。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん、ちょっと外れています。次の項目に移ってください。4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 5、子供医療費の窓口負担復活促す新たな通知への対応はの再質問です。

昨日も一般質問でありましたが、市長が当選された一番に、10月に子供の医療費助成を高校生世代まで上げた。これは市民の皆さんからは高く評価されているのでありますが、残念ながらこの窓口負担復活ということは、ペナルティーを今年4月から廃止したが、これを戻すというような方向であるわけです。ですが、本市は引き続き現在の制度を継続していきたいという答弁でありました。

ぜひ、これを恒常的に続けていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 繰り返しになりますが、先ほども答弁したとおり、窓口負担等々については、市民にとっていわゆるデメリットが大きいということ等を感じておりますので、これまでの取組内容を変えることなく、引き続き、市としても継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 6番、保護司の実態を把握し安全に配慮をであります。

ほぼボランティアでいろいろやっていらっしゃる保護司の皆さんが、様々な事件や事故に巻き込まれることのないように、ましてやあの大津の事件みたいな形で、いろいろ相談に乗ってもらった挙げ句にあのような悲惨な事件が起きることのないように、ひと

つ、いろいろ御助言、御指導いただきたい。答弁にもありましたが、いま一度のお答え
願いたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 今、お話があったように、繰り返しになりますが、佐々木隆一議員の
心配されることというのは、市としても同様な心配があるわけでありますので、保護司
の皆さんの安全確保であったり、負担軽減等々図られるようなこともしっかり考えてま
いりたいと思います。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 7、開かれた教科書採択をについてであります。

採択地区協議会は非公開とお聞きしましたが、間違いありませんか。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 先ほども答弁しましたが、非公開で行われております。と
いうのは、ここでの会議の中での話に対して、傍聴される方が市民の皆様だけでなく
て、いろんな立場の方がいらっしゃって、そこでのものが、いろんなその後に関わっ
てきますので、これについては現在非公開とさせていただいております。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 通常は公開されるというふうにお聞きしていましたが、条例では
ないんでしょうが、非公開とされた根拠はどこに、今お話された以外に確たる根拠はど
こにあるんでしょうか。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

この採択地区協議会に対して、各教育委員会に文部科学省から通知が入っておりま
す。その中には、会議の公開、非公開を適切に判断するというのは、その会に任せられ
るというふうに示されておまして、その適切な判断というところをどういうふうにか
えていくかが一番大きなところかと思います。

特に、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任においてというところで、本会
においては非公開としておりますが、情報公開請求がありましたときには、それについ
ては公開していくという形になっています。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） これはほかの地区で採択地区協議会を傍聴した方のお話ですが、
今回は、〇〇〇〇の歴史教科書、〇〇の登場で非常に緊張したと。〇〇〇は私も以前か
ら知っていましたが、〇〇〇の教科書等、〇〇についての各協議会がどういうふう
に発言するのかを非常に注目したようであります。

教科書は現在の先生、選定委員会の答申、生徒の様子、市民の意見などを参考に採
択することになっています。〇〇の登載は現行教科書検定制度の崩壊と教科書調査官の学
問的な見識の欠落を示すものと言わざるを得ません。

これは、戦前を回帰するような形で、私も実は見てびっくりしたのです。恐らく御覧
になっているかとは思いますが、教育長の感想をお聞きしたいと思います。併せてど
の社の教科書が採択されたのかお答えください。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん、特定の業者等々についての質問は許可しかね

ますが、教育長の範囲の中で再答弁を求めます。秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えいたします。

お話になっているのは、中学校の歴史の教科書だと思いますけれども、これに関しても出版社から出された検定を受けたものについては全て上げております。その中で、最初のところで、それについて検討して絞り込んでいきます。絞り込んでいって、最後のところで2社を候補として上げて、それを最後にどちらにするかというふうに決めていく手順があります。公開しているものも含めてそうなんですけれども、その前の段階で教科書を見ていただいて、それについての意見を全てもらって、その中から絞り込むという作業を取っておりますので、その中で適切と思われないものについては、沈んでいくという表現が正しいかどうか分かりませんが、取り上げないというふうになっております。

ちなみに、今回歴史の教科書については全部で9社ありまして、これは教科書の中では一番多いです。なおかつ、歴史教科書だけしか扱っていないという会社が3社あります。

○議長（長沼久利） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） いろいろ教育長もお答えしにくいようなこともあるんでしょうから後の機会にいろいろお話を聞くことにして、これで再質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長沼久利） 以上で、4番佐々木隆一さんの一般質問を終了いたします。

この際、午前11時まで休憩いたします。

午前10時44分 休 憩

.....
午前11時00分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の18番伊藤順男さんが退席されましたので、会議録署名議員に19番高橋和子さんを指名いたします。

それでは、一般質問を継続いたします。

10番泉谷赳馬さんの発言を許します。10番泉谷赳馬さん。

【10番（泉谷赳馬議員）登壇】

○10番（泉谷赳馬） 高志会の泉谷赳馬です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、大項目3点について質問いたします。

まずは、7月24日からの豪雨災害により被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、災害復旧へ向けて御尽力されているボランティアの皆様や建設関係の皆様、各関係機関や職員に深く感謝を申し上げます。

さて、今般の豪雨災害により、本市では広範囲にわたって甚大な被害が発生しました。その中でも、市民の人的被害が起きなかったことは、湊市長をはじめ当局による適切な対応によるものであると敬意を表します。

しかしながら、今般の災害によって様々な課題が浮き彫りとなったと感じており、大項目1番では、災害に関連した内容について伺います。なお、さきの質問や本会議初日の諸般の報告と重複する部分がありますが、通告のとおり質問いたします。

大項目 1、今般の豪雨災害への対応と影響、今後起こり得る災害への対策について、
(1) 災害復旧の順序基準及び復旧完了の見込みは。

本市で経験したことの無い豪雨により、広範囲にわたり様々な分野で甚大な被害が発生しました。災害復旧については、対応する人員不足が課題となっているようですが、被災した市民が一日も早くふだんの暮らしに戻れるよう、早期の復旧が求められます。

農地・農業用施設や林道、山地、公共土木施設等の復旧については、対応する職員や建設業者のキャパシティ、本市の財政面からも一斉に対応していくことは難しく、順序を決めて着手していくものであると推測しておりますが、どのような基準によって着手する順序を決めているのか、そして最終的な復旧完了までどのくらいの期間を見込んでいるのか、当局の見解を伺います。

(2) 災害復旧の対応状況や復旧予定を随時公表すべきではないか。

今般の豪雨災害による被災箇所は広範囲かつ多数であり、路肩や河川に木や土砂が残ったままの箇所、のり面や路肩が崩落している箇所があるなど、完全復旧には時間がかかるものと思われます。市民は、復旧に時間を要するのは理解しているものの、どのような状況であるのか、いつ頃復旧するのか、市は対応してくれているのか、その情報がなければ不安であります。

そこで、災害復旧の進捗はどのような状況であるのか、その対応状況や復旧予定を被災箇所ごとにホームページや広報等で公表し、市民の不安を少しでも払拭すべきと考えますが、当局の見解を伺います。

(3) 復旧まで時間を要する被災箇所について、大雨や台風、降雪への対策は。

災害復旧に当たっては、被災箇所が多数であるとともに、単に土砂を撤去すれば再び土砂崩れが起きる可能性があるため、復旧方法を検討する必要がある箇所等もあることから、年度内に復旧ができない箇所もあると推測しております。しかし、今後の大雨や台風、降雪によって被害が拡大するのではないかと、住民は不安であります。先日も台風10号が日本に上陸しましたが、7月の豪雨によって被災し地盤が緩んだ箇所が、今後の台風によってさらに被害が拡大しないか心配している住民もおります。

早期の復旧ができない被災箇所について、近隣住民への説明を含め、大雨や台風、今シーズンの降雪への対策はどのように考えているのか、当局の見解を伺います。

(4) 災害リスクの低い土地へ転居する被災者に対し、被災住家の解体費用等の支援をすべきではないか。

今般の豪雨災害によって住家が被災した市民の中には、住み慣れた住家に思い入れがあるものの、命の危機も感じたことから今後の災害リスクを鑑みて、新天地への転居を考えている市民もいます。現在の制度では、住宅の応急修理制度や災害復旧対応のリフォーム資金助成などの支援はありますが、転居に対する支援制度はないように思います。

被災した住家を取り壊し、洪水や土砂災害、津波等のリスクが低い市内の土地へ転居する市民に対して、被災住家の解体費用等を支援し、今後の住民の被災リスクを軽減すべきと考えますが、当局の見解を伺います。

(5) 市の財政負担及び市政運営への財政的影響は。

今般の豪雨災害では、概算被害額が8月8日現在で187億円と報告されております。

災害救助法が適用され、激甚災害にも指定される見込みでもあり、国から様々な財政的支援があるかと思いますが、今般の豪雨災害による市の財政負担は最終的にどれくらいになると見込んでいるのか。また、今後計画している事業の延期など、市政運営にどのような財政的影響があると考えているのか、当局の見解を伺います。

（６）災害協定や包括連携協定に基づいた協力はあったか、今後必要と思われる協力は何か。

災害時には、民間からの支援も非常に重要であります。今般の豪雨災害に際して、災害協定や包括連携協定を締結している民間団体等からは、どのような協力や支援があったのかお伺いします。

また、今般の豪雨災害の経験を踏まえて、今後どのような協力や支援が必要であると考えているのか、当局の見解を伺います。

（７）災害時における情報伝達と通信インフラについて、①デジタルディバイドをどう解消していくのか。

今般の豪雨災害に際して、避難所の開設や避難情報の発令等については、市ＬＩＮＥ公式アカウントやＳＮＳ、防災メールのほか、テレビやラジオでの報道もあり、多くの市民がある程度の情報を得ることができました。

しかし、７月２６日の矢島・由利・東由利・鳥海地域におけるごみ収集中止のお知らせや道路の通行規制等の情報については、スマートフォンがない、あるいは操作が苦手な情報を得ることができなかったという年配の市民もおりました。

私はＬＩＮＥ等のデジタルを活用した情報伝達は、災害時でもとても有効な手段であると考えておりますが、デジタル機器を持たない方や操作が苦手な方などへの情報伝達の課題、デジタルディバイドが今般の豪雨災害でも浮き彫りになったと感じております。

市では、令和３年度よりスマホ教室・スマホ相談会を実施し、令和４年度には、高齢者のスマホ購入を補助するなど、デジタルディバイドの解消を図ってきておりますが、今般の豪雨災害におけるこれらの現状を踏まえ、今後どのようにデジタルディバイドを解消していくのか、当局の見解を伺います。

②災害時におけるインターネット通信途絶への対策は。

過去の一般質問では、災害時における情報伝達について、コミュニティラジオや防災ラジオに関する議論がありました。答弁では、ラジオは山間部など電波状況が悪いところでは不向きであり、広大な面積を有する本市の地形的特性からも物理的に難しいといった回答であったと認識しております。そのため、災害時における市からの情報発信は、今般の豪雨災害のようにＬＩＮＥや防災メール等のインターネットを用いたものが、今後も主な手段になると推測しておりますし、有効な手段であると考えております。

しかし、大地震など大規模災害時は、固定インターネット回線や携帯電話網が使えない可能性があります。本年の能登半島地震では、携帯電話会社の無線基地局等が停電や設備故障によって停止し、スマホによる通信ができない状態となりました。さらに、無線基地局等の復旧に当たっては、基地局への道路が寸断し、復旧作業を行えない状況も長く続いたようです。このようにインターネットが使えない状態になると、市からのＬ

I N Eや防災メールによる情報伝達を行うことができません。

ここ最近では、山間部など携帯電波がないところでも、空が開けた場所であれば利用できる低軌道通信衛星を用いたインターネット通信技術が発達してきており、能登半島地震を契機に様々な自治体はその導入を検討しております。

地形的特性からラジオによる情報伝達が難しい本市において、災害時におけるインターネット通信途絶への対策をどのように考えているのか、当局の見解を伺います。

③災害時にも活用される公衆無線L A N、W i - F i の性能改善が必要ではないか。

本市では、65の公衆無線L A Nアクセスポイントが設置されており、災害時には、由利本荘市フリーW i - F i が設置されている避難所においては、携帯電話網が使えない場合でも、メールやS N Sでの安否確認や災害情報の収集などに活用できるよう、災害時モードに切り替わり、認証なしでインターネットに接続できると認識しております。

しかし、本市の公衆無線L A Nについては、平常時でも通信速度が遅く、不安定であるという声を市民から聞きますし、私もそのように感じております。そのような公衆無線L A Nが、多数の避難者が災害時に活用できるのか疑問に思います。公衆無線L A Nについて、通信速度など性能の改善を行う必要はないのか、当局の見解を伺います。

(8) 自主防災組織の充実や自助・共助の取組における課題と今後の展望は。

今般の豪雨災害のように広範囲にわたって被害が発生した場合、行政による公助には限界があり、自助や共助の動きも欠かせません。

災害復旧に向けては、社会福祉協議会との連携や災害ボランティアの人手不足など様々な課題があると考えますが、自主防災組織の充実や自助・共助に対する取組について、今般見えてきた課題や今後の展望について、どのように考えているのか、当局の見解を伺います。

大項目2番、I T・A I ツールの利活用について、(1) 市公式S N Sアカウント一覧と運用ポリシーを公表すべきではないか。

今日ではフェイスブックやインスタグラム、エックス、旧ツイッター、ユーチューブ、L I N E、スレズ、ティクトックなど、様々なS N Sプラットフォームが存在し、これらS N Sの普及によって、その利活用は民間も行政も欠かせない手段となりました。

本市においても、各部局においてS N Sアカウントを立ち上げ、情報発信に取り組まれていると認識しておりますが、本市が公式として運用しているS N Sアカウントは幾つあるのか伺います。

また、本市が公式として運用するS N Sアカウントについては、なりすましや偽アカウントによる被害を防ぐため、その一覧を市ホームページで公表するとともに、全てのアカウントにおける運用ポリシーも公表すべきと考えますが、当局の見解を伺います。

(2) S N Sによる広報・プロモーションについて、①市L I N E公式アカウントの運用状況と今後の登録者数増に向けた取組は。

様々なS N Sプラットフォームがある中で、市民に対する広報・市政情報の配信については、欲しい情報と地域の基本アンケートで住民の属性を把握し、ニーズに沿ったメッセージを配信できるL I N E公式アカウントによる周知が効果的であると考えます。また、先述の災害関連の項目でも述べましたが、L I N Eを活用した情報伝達は、

災害時でもとても有効な手段であると考えております。

そこで、基本アンケートで、住んでいる地域を市内に設定しているLINE登録者数はどれくらいいるのか。また今後、市民のLINE登録者数をどのように増やしていくのか、当局の見解を伺います。

②市内外の若者をターゲットとした包括的なSNSプロモーションが必要ではないか。

若者の市外転出が顕著な本市においては、市内外の若者をターゲットとしたSNSプロモーションが重要であると考えます。

昨年12月の一般質問でも触れましたが、市の子育て支援策については、妊娠届や母子手帳の交付の際にインストールをお願いしている子育て支援アプリを通じて周知しているというお話でした。この手法は、子育て支援を必要とする市民に対してほぼ確実にリーチできるので、とても効果的な取組だと思います。しかし、妊娠前の若者には子育て支援情報が届きにくく、子育てしやすい社会を目指し様々な支援策を講じている本市の取組が、若者に広く知られないのは残念に思います。これは、子育て支援事業に限らず、結婚新生活支援事業、奨学金返還助成事業、起業支援制度などについても同様であると感じています。

そこで、市内外の若者をターゲットとした包括的なSNSプロモーションが必要であると考えます。ホームページでは閲覧者が情報を取りに行く必要がありますが、SNSでは最近のアルゴリズムの変化によって、フォローをしていなくとも注目度や関心度の高いものに関しては、情報が飛び込んでくる仕様になっております。

若者が対象となる政策をより広く周知することにより、若者の移住・定住にもつながるものと考えますが、市内外の若者をターゲットとした包括的なSNSプロモーションについて当局の見解を伺います。

③市外へのSNSプロモーション戦略をどのように考えているか。

SNSは、ただ単にお知らせを投稿するだけの広報ツールにとどまるのではなく、拡散というSNSの特性を生かした情報発信も重要であると考えます。例えば、移住支援や観光振興、まるごと売り込みなど、市外・県外に本市の魅力を広く周知すべき分野においては、より戦略的にSNSを活用すべきであると考えております。

そこで、SNSの活用について、市内での勉強会の開催や他市のSNS活用事例の情報交換など、SNSのさらなる活用に向けた取組は行われているのか。そして、SNSによる市外へのプロモーション戦略をどのように考えているのか、当局の見解を伺います。

(3) チャットGPT等の生成AIの本格導入に向けた状況と今後の展望は。

令和5年6月、本市では職員による生成AI利用時における禁止事項や注意事項を定めた利用ガイドラインを設け、業務への活用に向けた職員向けの研修会を実施しました。

現代における労働力人口の減少という環境変化の中で、行政サービスを維持し強化するためには業務の効率化が欠かせません。生成AIについては、正しい使い方をすれば、限られたリソースの中で業務の効率化を図れるツールであると考えます。

ガイドラインの導入や職員向けの研修会実施から1年が経過しましたが、その後、生

成A Iの本格導入に向けてどのような検証を行ってきたか、また今後、どのような業務や分野で活用することを想定し、どのような効果が見込まれ、どのように拡大していくのか、当局の見解を伺います。

(4) 教育現場における生成A Iの扱いについて、①働き方改革の一環とした教職員による生成A Iの活用はどう考えるか。

生成A Iの教育現場における利活用については、令和5年7月に文部科学省より暫定的なガイドラインが公表されました。ガイドラインでは、教職員による生成A Iの校務での活用として、教材や報告書、資料の作成時にたたき台として補助的に利用することで、業務の効率化など、働き方改革の一環として活用することが考えられるとしています。

働き方改革の一環とした教職員による生成A Iの活用について、本市ではどのように考えているのか、教職員のA Iリテラシー向上を含め、リスクをどのように想定し、どう対策していくのか、当局の見解を伺います。

②児童生徒に対する生成A Iに関する教育について、どのような認識・方針か。

生成A IであるチャットGPTは、利用規約において利用者の年齢を13歳以上と定められており、18歳未満は保護者の同意が必要としています。また、文科省のガイドラインでは、新たな情報技術であり多くの社会人が生産性の向上に活用している生成A Iがどのような仕組みで動いているかという理解や、どのように学びに生かしていくかという視点、近い将来使いこなすための力を意識的に育てていく姿勢は重要であるとしている一方で、様々なリスクや児童生徒の発達の段階を十分に考慮し、特に児童に生成A Iを利用させることには、慎重な対応を取る必要があるとしています。

本市でも、児童による生成A Iの利用については慎重になるべきであると考えますが、小学生児童に対する生成A Iに関する教育については、どのような認識を持たれているのか、当局の見解を伺います。

また、小中学校で1人1台の端末が整備されている中で、児童生徒自らが考える力を育むとともに、情報モラルを含む情報活用能力の育成が重要であります。特に、生成A Iが普及していく現代において、これから生成A Iに触れる機会が増えてくるであろう中学生には、学校現場において生成A Iを学ぶ機会が必要であると感じています。

中学生段階では、生成A Iを実践的に学習に生かしていくプロセスよりも前に、情報モラル教育の一環として、生成A Iのメリットやデメリットを理解させること、生成A Iの性質を生徒に気づかせること、ファクトチェックの方法を教えることなどが重要であると考えます。

生成A Iの利用には、保護者の同意や様々なリスク対策などの課題があると思いますが、中学生生徒に対する生成A Iに関する教育について、どのような方針を考えているのか、当局の見解を伺います。

大項目3、起業するなら由利本荘市でをキャッチフレーズとした起業支援施策について、(1) 起業後の状況はどうか。若者や女性の定住にどのように寄与していると評価するか。背景に即した制度の見直しは。

施政方針やこれまでの一般質問への答弁にもあるように、本市が起業支援施策に取り組む背景としては、若者の市外転出が顕著な本市において、仕事を通して若者や女性が

活躍できるステージを確保するために、起業という選択肢の可能性を高める必要がある。若者や女性の定住を図る上では、都会で身につけたスキルなどを本市で生かして働きたいというニーズに応えるための選択肢として、起業にチャレンジする環境の整備が重要であるというように、若者や女性に魅力ある仕事の創出が大きな背景であると認識しております。

若者や女性が起業した直後は、経営していくに当たって分からないことや悩み事も多いため、専門家によるアフターフォローが欠かせません。さらには、起業家相互の交流やネットワークを構築し、情報交換や情報発信を行うことで、さらなる若者や女性の起業や定住につながるものと考えます。

そこで、本市の起業支援に関する施策によって、これまで若者や女性の起業者はどれぐらい増え、アフターフォローや起業家同士の交流など起業後の状況はどうか、そして、この施策によって若者や女性の定住にどのように寄与していると評価するか、当局の考えを伺います。

また、昨年12月の議会で一般質問した地域課題解決枠については、本年度より導入していただきました。地域課題が解決できるビジネスモデルが生まれ、地域経済の活性化にもつながることを期待しています。

起業支援施策については、活用状況を見ながら適宜制度の見直しが必要かと思えます。この施策を通して、若者や女性の定住を図り、仕事を通して若者や女性が活躍できるステージを確保するのであれば、起業支援制度の対象を若者や女性に限定する。あるいは補助内容を優遇する。もしくは若者や女性を雇用する計画のある事業に限定する。あるいは補助内容を優遇するなど、若者や女性に特化した制度の見直しを図ることも必要かと思いますが、当局の見解を伺います。

(2) IT起業家支援施策により思い描くビジョンは。

本市では、DXの推進などにより拡大するIT需要に対応するため、IT関連人材の育成に主眼を置いた起業家支援施策を令和5年度から始めました。これは、IT起業家に対する経費の補助である支援事業と、IT関連の起業を目指す方に対する育成支援事業の2つで構成されているものと認識しております。

令和5年度にはこれらの支援制度の活用はなかったようですが、本年度も予算は減額したものの、同じ事業が計画されております。支援事業については、若者に特に人気のあるIT関連産業の創出に向けた魅力ある支援と感じており、この支援制度をより周知していけば活用されると思いますが、育成支援事業については、そのビジョンが不明瞭であると感じております。

そこで、IT起業家の育成支援施策について、どのような人材を対象に育成支援を行う事業なのか、アントレプレナーシップ、起業家精神ともいえますけれども、これを育成したいのか、ITスキルを育成したいのか、そして、このIT起業家支援施策によるビジョンをどのように思い描いているのかをお伺いいたします。

以上、大項目3点について伺います。御答弁よろしくお願いします。

【10番（泉谷赳馬議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、泉谷起馬議員の御質問にお答えいたします。

初めに、１、今般の豪雨災害への対応と影響、今後起こり得る災害への対策についての（１）災害復旧の順序基準及び復旧完了の見込みは、（２）災害復旧の対応状況や復旧予定を随時公表すべきではないか、（３）復旧まで時間を要する被災箇所について、大雨や台風、降雪への対策はについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

７月の豪雨による災害復旧につきましては、市民の皆様への影響が最小限となるよう、生活関連道路や農作業に必要となる施設などの復旧を優先的に取り組んでまいります。

このたびの豪雨災害では、市管理の被害箇所が、河川185か所、道路520か所、林道や作業道が282か所と膨大な数に上っていることから、復旧は数年間のスパンになることも見込まざるを得ない状況にあります。現時点での方針としては、３年以内の復旧をめどに進めてまいりたいと考えております。

災害状況や復旧予定の公表につきましては、現在、ホームページで市道の通行止め箇所を随時更新し、お知らせしているところでありますが、公共災害復旧工事についても、市民に分かりやすい情報提供ができるよう、既に運用している由利本荘市の公式LINEアカウントやホームページを活用し、通行止めや災害箇所など、その復旧状況などをタイムリーにお知らせできる方法について検討してまいります。

被災箇所の天候による被害拡大防止策につきましては、復旧が来年度以降と見込まれている箇所も多くありますので、そうした現場への対応といたしましては、適切に安全管理を行っていくとともに、必要な箇所についてはブルーシートや土のうを設置するなど、被害の拡大防止に努めてまいります。

次に、（４）災害リスクの低い土地へ転居する被災者に対し、被災住家の解体費用等の支援をすべきではないかについてお答えいたします。

国土交通省秋田河川国道事務所では、水防対策として、流域治水事業を推進しており、堤防整備や水防資機材の整備拡充などのハード対策や、ホームページを通じた河川水位・洪水予報ライブ映像の発信などの各種ソフト対策に取り組んでおります。

このソフト対策の一つとして、国土交通省本省においては、災害ハザードエリアからの住宅または施設の移転に対して、自治体が主体となって移転者等のコーディネートを行う居住誘導区域等権利設定等促進事業を推奨するなど、防災移転を重視しております。

近年の自然災害は局地化、集中化、激甚化し、全国各地で浸水被害等が多発しており、本市においても、７月の豪雨による被害が発生した地域で、数年後また同様の被害が発生しないとも限らないことから、被災者の中には、これを機に家屋を解体し、災害リスクの低い地域への転居を検討している方もいるものと思われます。

泉谷起馬議員御提案の転居を条件とした解体費用への支援につきましては、その地域に残られる方との公平性の観点から困難と考えておりますが、被災者の方からも家屋解体費用に対する支援についての相談が寄せられてきており、今後の研究課題として他市の取扱状況等の情報収集に努めてまいります。

次に、（５）市の財政負担及び市政運営への財政的影響はについてお答えいたしま

す。

このたびの7月の豪雨による道路や河川、農地などの災害復旧に要する経費として、9月定例会初日議決分までとして、予備費の充用額を含め約175億円を予算措置しているところであり、現時点では被害の全容を把握できている状況にはなく、流動的な面はありますが、当面の復旧に向けた経費はおおむね予算化されたものと認識しております。

財源内訳といたしましては、国庫支出金約71億円、県支出金約1億円、市債約96億円の合計約168億円の特定財源のほか、約7億円が一般財源負担となっております。

災害復旧事業債の元利償還金に関しましては、補助災害復旧事業債の場合は95%が、単独災害復旧事業債の場合は約50%が普通交付税で措置されるなど、財政負担の軽減措置があるものの、市債借入額が多額になり、また償還期間が10年と短期間であることから、後年度における財政負担は少なくはないと考えております。

また、一般的に補助災害復旧事業の期間は3年とされており、向こう3年間は災害復旧事業を優先して行っていく必要があることから、今後の財政運営に当たっては、各種事業の先送りや事業費の平準化なども視野に入れて、対応していかなければならない局面も想定しているところであります。

なお、このたびの災害が激甚災害の指定となりますと、国庫支出金の補助率がかさ上げされることで、現在予算措置されている市債額や一般財源負担額の減少などが見込まれ、財政負担の軽減が図られることとなるものであります。

次に、(6)災害協定や包括連携協定に基づいた協力はあったか、今後必要と思われる協力は何かについてお答えいたします。

大規模な災害が発生した場合、市のみで全ての応急対策を実施することは困難であることから、あらかじめ災害が発生した場合に必要な人員や支援物資の提供などについて、災害発生時に迅速かつ円滑な対応ができるよう、地方公共団体や民間団体との間で協定を締結しております。

今回の災害では、多くの民間団体からの御支援をいただいておりますが、災害協定に基づいた協力については、災害時における応急対応業務の応援活動に関する協定により、由利本荘市測量設計業協会や由利本荘市建設コンサルタント協会から被災状況の調査に御協力をいただいたほか、大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定により、一般社団法人秋田県産業資源循環協会より災害廃棄物の収集・運搬及び処分について支援していただいております。

このほか、応急復旧や応急生活物資の供給等に関する協定により、NPO法人コメリ災害対策センターやJ A秋田しんせいサービス、イオン東北株式会社からも生活物資の速やかな提供について御協力をいただいております。

今回の災害の経験を踏まえ、今後必要と思われる協力につきましては、被災者の避難所での生活環境の向上につながる生活設備の供給、例えば、避難所等へ迅速な仮設トイレの設置や入浴支援などの協力、温かい食事の提供、加えて避難が長期化する場合の民間宿泊施設への避難などが考えられることから、こうした面での協力など、被災者の避難所での快適な生活環境の確保に向け、関係する民間団体との協定を検討してまいりたいと考えております。

次に、（７）災害時における情報伝達と通信インフラについての①デジタルディバイドをどう解消していくのかについてお答えいたします。

市では、災害時の情報を防災行政無線、ＣＡＴＶ、防災メール、テレビ等を通して情報を伝達するＬアラートや市ＬＩＮＥ公式アカウントを含むＳＮＳの利用などのデジタルを活用した方法で伝達をしております。

さらに、自主防災組織による広報、個別の呼びかけ、市による電話での声かけ、チラシの配布など、あらゆる手法を取り入れ周知を図っているところではありますが、今回の災害を教訓にしながら、より迅速で確実な情報提供ができるよう努めてまいります。

一方、デジタルが持つ情報伝達の即時性については、非常に有効であると考えておりますが、今後これを拡大していく上で、デジタル機器の利用が苦手な方や使用に不安がある方について、デジタルディバイド解消のための取組をさらに進めていく必要があると考えております。

令和３年度からは、スマホ教室をカダーレのほか市内各地域で開催し、昨年度延べ184人に参加していただきました。

今年度からは、これまでの内容に加え、新たに防災メール、市ＬＩＮＥ公式アカウントや防災関係アプリの登録と操作方法等について学んでいただいているところであります。

また、県立大生による高齢者向けのスマホなんでも相談会の継続・拡充により、昨年度は延べ135人に参加いただいております、スマートフォンから防災情報の取得ができるようにする支援も行っております。

今後も、このような取組をさらに強化しながら、デジタルディバイド解消に努め、災害時の情報伝達の在り方について研究を重ねてまいります。

次に、②災害時におけるインターネット通信途絶への対策はについてお答えいたします。

インターネットの発展やスマートフォンの普及した現代は、膨大な災害情報が多種多様な手段で瞬時に発信される時代となってきております。

このため、災害時に中心的な役割を果たしているのはインターネットであり、インターネット通信の途絶は、救助活動や情報収集に大きな影響を与えることから、その対策は非常に重要であると捉えております。

これまでの固定のネット回線は、通信回線や電波塔などの設備が被災した場合には、被災地において復旧までに時間を要する場合が多く、通信の途絶が発生することは避けられないものとなっております。

それに対し、低軌道衛星通信は、非静止の低軌道衛星から発信された電波を地上側に設置した専用のアンテナで受信し、インターネット通信を行う仕組みであり、アンテナを設置するだけでインターネットサービスが利用できるとされております。

このことから、災害時などにおいて、固定のネット回線が途絶した場合のバックアップ回線としても重要な通信手段の一つであると認識しております。

能登半島地震の際には、発災後、低軌道衛星通信を活用したインターネット通信を行い、情報収集、指揮連絡手段として運用され、現地での復旧活動の大きな役割を果たしたとも聞いておりますが、その一方で、天候による影響を受けやすく、悪天候時には、

通信品質が低下することが課題であると指摘されているところであります。

災害時におけるインターネット通信の確保は、これからの防災・減災対策として全国の自治体共通の課題でもありますので、先進自治体の状況も確認しつつ、低軌道衛星通信の導入を含めた、様々なインターネット通信確保の手段を研究してまいります。

次に、③災害時にも活用される公衆無線LAN、Wi-Fiの性能改善が必要ではないかについてお答えいたします。

公衆無線LANにつきましては、平常時はもとより災害時においても、通信手段の確保という面で非常に大きな役割を果たすものであります。

本市におきましては、平成25年度から認証付きの公衆無線LANを導入したところでありますが、令和元年度からは、災害時に認証なしでインターネット等に接続できる切替運用を開始し、各施設が避難所として利用される場合においても、収容想定人数のインターネット閲覧等には支障のない通信速度を確保できるよう、アクセスポイントを配置しているところであります。

通信速度については、平常時も災害時も変わりはありませんが、カダーレなど一部の施設では、通信が一時的に不安定となる場合もあり、この要因として、建物の構造や他の電子機器との電波干渉等によることが考えられることから、そうした施設については、最適なアクセスポイントの配置について引き続き調査・検討を進め、機能の確保に努めてまいります。

次に、（８）自主防災組織の充実や自助・共助の取組における課題と今後の展望はについてお答えいたします。

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害においては、自治体職員自ら被災し行政のマンパワーは大幅にダウンして、本来求められる初動対応は大きな制約を受けることとなりました。

これら大規模災害を契機として、地域住民自ら、自分の命は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守るという自助・共助の意識が醸成され、自主防災活動の必要性が高まりました。

大規模災害に備え、自助・共助に基づく地域防災力を高めるための実際的かつ効率的な形態が自主防災組織であるとされ、この際、市民が自主的に防災活動に参加し、災害の防止または軽減を図るため地域で話し合い助け合っていくことが必要不可欠となります。

このたびの豪雨災害では、各自主防災組織が高齢者宅へ避難誘導や安否確認のために訪問し、避難所での声かけ、また被災された住家の片づけなど、隣近所での助け合いのほか、被害が大きかった地区の自主防災組織と調整し、被害が少なかった地区の集会所を避難所として開放するなど、自主防災組織同士の相互連携による助け合いが行われていたと伺っております。

また、地域の被害状況を収集し取りまとめ、市へ情報提供をしていただくなど、自主防災組織の御活動に大変感謝しているところであります。

しかしながら、大きく被災した地域以外の区域においては、自主防災組織が発災時の積極的な活動まで至らなかったため、避難の誘導や情報伝達などの具体的な声かけがなく、不安に感じたなどの声も市に届いており、どのタイミングでどのように活動を開始

すればよいのか、戸惑いのあった自主防災組織もあったと認識しております。

今後の展望といたしましては、自主防災組織へのスキルアップ研修などを通して、地域防災の要となる防災リーダーの育成を進めるとともに、防災訓練の実施を通し防災リーダーが率先避難を呼びかけるなど、地域住民の結びつきを強め、災害対応力の向上につなげていただきたいと考えております。

さらに、各自主防災組織においては、まちの地形や災害履歴などの特性を若い世代に対して十分伝えていただくことをお願いするとともに、市といたしましても、引き続き、まちづくり宅配講座などの機会を最大限に活用し、隣保協同、自主防災組織活動の重要性について市民に周知してまいります。

次に、2、IT・AIツールの利活用についての（1）市公式SNSアカウント一覧と運用ポリシーを公表すべきではないかについてお答えいたします。

市といたしましても、SNSは情報発信において欠かすことのできない重要なツールであると認識しており、これまでも積極的に活用してきたところであります。

現在、市が運用している公式アカウントの数は広報公聴課が管理し、市全体の情報を発信するLINE公式アカウント、フェイスブック、エックスのほか、移住支援課、まると売り込み課など各課で管理運用するものを含め、全部で14となっております。

これらのアカウント情報を市公式ホームページに掲載し、実際に市の運用するアカウントであるということを明示することは、なりすまし等への有効な対策とされていることから、今後、市で現在SNSごとに掲載しているアカウント情報と運用ポリシーを利用されている方がより確認しやすいよう、一覧で掲載する方向で検討いたします。

また、適切な運用を図るため、運用ポリシーが未作成のアカウントについては、今後速やかに作成し、公表してまいりたいと考えております。

次に、（2）SNSによる広報・プロモーションについての①市LINE公式アカウントの運用状況と今後の登録者数増に向けた取組はについてお答えいたします。

市のLINE公式アカウントは令和4年2月より開設しており、この1年間で見ますと、登録者の総数が昨年の8月21日時点の4,207人から2,825人増加し、今年の8月21日時点では7,032人と、多くの皆様に御利用いただいております、このうち基本アンケートで居住地が市内の地域を選択した方は、4,198人となっております。

市では、これまでも、ごみ収集日のお知らせや広報紙など、暮らしに役立つ情報のほか災害時の避難情報や熊の出没情報など、緊急時の情報を積極的に発信してまいりました。加えて、今年度からは熱中症特別警戒アラートの周知にも活用しているところであります。

LINE公式アカウントは、一人一人のニーズに沿った情報を届けることができるツールであることから、市といたしましても登録者の増加に向け、広報よりほんじょうや市公式ホームページでの紹介のほか、二次元コードを活用したチラシを作成し、各種会議での配布、張り出しを行うなど、引き続き様々な方法で積極的なPRに取り組むとともに、今後も適時適切に情報を発信し、有用性を実感していただきながら多くの皆様に御利用いただけるよう努めてまいります。

次に、②市内外の若者をターゲットとした包括的なSNSプロモーションが必要ではないかについてお答えいたします。

市からのＳＮＳによる情報発信については、公式アカウントのフォロワーや登録者の年齢に関する情報を取得していないため、現状では特定の年齢層をターゲットとした情報発信はできませんが、ＳＮＳは多くの若者も利用しており、直接アプローチできる重要なツールであることは認識しております。

市では、主に行政情報を発信するＳＮＳのほか、移住希望者に向けたインスタグラムや食の情報を紹介するインスタグラムなど、テーマに特化したＳＮＳを運用しており、まずは市に興味を持ってもらう、そして拡散してもらうというＳＮＳの特性を生かした市の認知拡大に取り組んでいるところであります。

年齢層にかかわらず、幅広い年代に必要としている情報を届けることが重要であると考えておりますが、引き続き若者もフォローしたくなるようなＳＮＳの在り方を研究し、効果的な情報発信に努めてまいります。

次に、③市外へのＳＮＳプロモーション戦略をどのように考えているかについてお答えいたします。

本市のＳＮＳの活用については、広報公聴課が市内外に広く市政情報全般を発信しているほか、主に市外の方へ市の魅力を伝える取組といたしましては、まるごと売り込み課や移住支援課がそれぞれのアカウントでＳＮＳを運用し、本市の魅力を発信しているところであります。

まるごと売り込み課では、主にインスタグラムを活用して、市の魅力紹介に特化した情報を発信しており、ハッシュタグを活用したフォロワーからの情報収集とリポストにより、フォロワーを巻き込みながら効果的に魅力を発信するものとなっております。

移住支援課では、由利本荘市移住・定住応援サイトを情報発信の拠点としつつ、当該サイトによるほか、フェイスブック、エックス、インスタグラム、ＬＩＮＥを市外の方に本市の恵まれた住環境などの情報を伝えるツールとして積極的に活用しております。

市といたしましても、即時性や拡散性が高く、幅広い層へのアプローチが可能であるＳＮＳの特性を生かして情報発信を行っていくことは、今後ますます高い効果が期待できるものであることから、さらなる活用に向け先進的な取組を行う他市の事例を参考にするとともに、庁内でＳＮＳの効果的な運用を行うための勉強会の開催を検討しながら、市の魅力を市外の多くの方々に伝えていただけるよう引き続き努めてまいります。

次に、（３）チャットＧＰＴ等の生成ＡＩの本格導入に向けた状況と今後の展望はについてお答えいたします。

市では、令和５年６月に職員による生成ＡＩ利用時における注意事項等を明記した由利本荘市生成ＡＩの利用ガイドラインを定めるとともに、業務での利活用や留意事項などを周知するための職員研修を実施したところであります。

導入後の検証といたしましては、職員向けにアンケートを実施しており、その結果といたしましては、発注に係る仕様書の書き方や参考事例についての確認、エクセル関数のより簡単な内容への変換、作成した文書の校正・要約・言い換えなど、それぞれの作業に利用したとの回答が寄せられました。一方で、活用してみたいが使い方が分からない、効率的な使い道が思いつかないという回答もありました。

これらのアンケート結果から、実施した研修において、職員一人一人が自らの担当業務における具体的な活用方法について検討するというプロセスをたどっていなかったこ

とが大きいと感じており、今後はより実践的な取組をすることが必要であると考えております。

市においても、人口減少の中、限られた人員で行政サービスを維持していくためには、さらなる業務の効率化が必要となってくることから、そのための一つのツールとして、生成ＡＩの活用は現在よりも重要性を増していくものと考えております。

今後とも、各業務に適した利活用がなされるよう、国や県、他自治体の生成ＡＩ利活用の優良事例を参考としつつ、時期や費用対効果も勘案しながら、まずはなじみやすい分野への活用など取組事例を積み上げながら、広く活用できるよう努めてまいります。

次に、（４）教育現場における生成ＡＩの扱いについては教育長からお答えいたします。

次に、３、起業するなら由利本荘市でをキャッチフレーズとした起業支援施策についての（１）起業後の状況はどうか。若者や女性の定住にどのように寄与していると評価するか。背景に即した制度の見直しはについてお答えいたします。

本市の起業支援施策につきましては、平成30年度に起業に係る費用の一部を補助する由利本荘市創業支援補助金を創設し、現在は事業の引き継ぎも対象に加え、由利本荘市起業・事業承継支援補助金として継続しております。

また、令和５年度からは、由利本荘市起業家融資利子補給金を設け、新たに事業を始める35歳未満の若年者と女性を対象に、一定の借入れの利子全額を５年間補給することとしております。

起業・事業承継支援補助金に関しては、令和５年度は８件中、30代までの方は４人、令和６年度は現時点で５件の申請がありますが、うち30代が２人となっており、おおよそ半数が30代までの世代となっております。

また、起業家融資利子補給金については、令和５年度は６件、今年度既に８件で、これまで14件の融資への支援を決定したところであり、不安定な事業初期段階の負担の軽減につながっているものと判断しております。

本市での起業の状況について、支援機関である由利本荘市商工会に確認したところ、市内での起業家は、平成31年から現在まで把握している総数が103人であり、うち29歳までの起業家数は11人、女性による起業家は42人でありました。

市商工会では起業を考える方々を対象に創業塾を毎年度開催しており、女性限定のセミナーも行われておりますが、創業塾では、座学だけではなく受講者同士の情報交換や交流に加えて、既に起業した方が振り返りのために参加することも可能なことから、起業を希望する方が経験者から直接話を聞くこともできる機会でもあると伺っております。

さらに、コロナ禍で長らく休止していた起業家同士が交流できる起業家ネットワークセミナーも、今年度の再開に向けて検討中とも伺っており、今後さらに起業家同士の交流機会の拡大が期待されますので、起業のための支援とともに、事業を継続できるような環境づくりについても、市商工会と協力し整えていくことが重要であると感じているところであります。

これからも、起業する意識を高め、起業しやすい環境を整えるため支援は継続するべきと考えておりますが、その支援メニューにつきましては、今年度設けた地域課題解決

枠など、めり張りの効いた効果的な内容となるよう適宜見直しを図り、由利本荘市で起業するという意識を高め、機運の醸成に寄与する施策の実施に努めてまいります。

次に、（２）ＩＴ起業家支援施策により思い描くビジョンはについてお答えいたします。

昨今、学生など若年者を中心に就業を希望する人の多いＩＴ関連の人材を増やすため、市では、令和５年度からＩＴ関連の起業により働く場を自らつくり出すことで地元定着を促す取組を始めたところであります。

この事業は、ＩＴ関連で起業した方の起業後に要する経費への直接的な支援としての補助金のほか、ＩＴでの起業を視野に入れた方々向けに行う個別伴走型の支援として、スキルアップのための研修を行う起業家育成支援事業の２つの施策で展開しております。

後者については、市商工会や産学共同研究センターなどとの連携による事業実施を目指し協議を行ってまいりましたが、ＩＴ関連での起業希望者がいなかったことから、残念ながら事業実施には至っておりません。

これまで、スキルアップに主眼を置き、起業に直結する事業の実施を目指してまいりましたが、潜在的な起業者の把握と掘り起こしが課題であると感じており、裾野を広げる啓発事業などにも取り組む必要があると考えております。

多くの雇用を生み出す工場の誘致も大事であります。小規模でも複数の企業の誘致や起業してもらうことも同様の効果があるものと考えております。

私自身もかつてＩＴ関連で起業した身であり、その大変さは十分感じるところがありますが、起業に対しての思いは人一倍強く、そのような意味でも起業者を増やしてまいりたいという考えを強く持っております。ＩＴ関連産業は、若年者や女性の働く場としてニーズが高く、その分野で起業しやすく活躍できる環境づくりを図るため、引き続き取組を強化してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） それでは、泉谷起馬議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、２、ＩＴ・ＡＩツールの利活用についての（４）教育現場における生成ＡＩの扱いについての①働き方改革の一環とした教職員による生成ＡＩの活用はどう考えるかについてお答えいたします。

近年登場した生成ＡＩを教職員が校務で活用することは、業務の効率化に資するものであり、働き方改革の一環として有効であると考えております。

文部科学省では、教育活動や校務において生成ＡＩの活用に取り組む生成ＡＩパイロット校を全国66校指定し、知見の蓄積を進めることとしており、その取組について注視しているところであります。

また、児童生徒の学習での適切な利用や教職員の業務の効率化に向け、その活用を進めていく必要があると考えており、令和５年７月に公表された文部科学省のガイドラインを学校と確認しているほか、管理職に対し生成ＡＩの性質や校内での活用場面等に

についての研修を行っております。

教育現場においては、教材やテスト問題の作成、文書作成や自動校正、会議録の要約、アンケートの分析や考察などに生成ＡＩを活用することで、これまで時間や量において負担となっていた業務の軽減が図られると考えております。

一方で、個人情報や機密情報の流出、偽情報の拡散、著作権等の権利侵害などのリスクがあり、生成ＡＩはあくまで参考とするための活用であることや作成したもののファクトチェックの必要性の理解を促していくことが重要となります。

教育委員会といたしましては、国の動向や最新の情報を学校に提供するとともに、具体的な活用方法について学ぶ研修会を実施するなどし、教職員の適切な活用を進めてまいります。

次に、②児童生徒に対する生成ＡＩに関する教育について、どのような認識・方針かについてお答えいたします。

国の暫定的なガイドラインでは、生成ＡＩの教育利用の方向性として、利用規約の遵守や生成ＡＩの性質、メリット・デメリットの理解等、教育活動の目的を達成する観点で効果的かどうかで判断するべきであると示されていることから、それを踏まえ、生成ＡＩの利用については、保護者の理解と協力を十分に得ながら、小学校から中学校まで一貫して指導することが重要であると考えております。

そのため、各小中学校においては、生成ＡＩの性質を知り適切な利用方法を身につけるために、各校の情報モラル教育におけるこれまでのＩＣＴ活用のリスク等の指導に加え、今後は生成ＡＩにおける年齢制限等の利用規約の遵守や、その効果的な使い方などの扱いも含め指導を進めてまいります。

なお、生成ＡＩの利用により、思考力や想像力が十分に養われない心配がありますが、ＡＩによる回答はあくまでも参考であるという前提の上で、内容の正しさの確認や異なる視点での多様な考え方の比較などを通して、情報を適切に判断し、主体的に活用する資質・能力を育てるためのよい機会でもあると捉えております。

これからの時代、生成ＡＩをはじめとする急速に発展する技術の活用は必要なものと捉えております。教育委員会といたしましては、教育現場での生成ＡＩの利用について文部科学省のガイドラインを参考に対応を進めながら、最新の情報を収集し、適切な利用を推進してまいります。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 10番泉谷赳馬さん、再質問ありませんか。

○10番（泉谷赳馬） 御答弁いただきありがとうございます。早速、再質問をさせていただきますと思いますが、大項目1、今般の豪雨災害への対応と影響、今後起こり得る災害への対策についての（1）災害復旧の順序基準及び復旧完了の見込みはということで、順序に関しては生活道路であったり、農作業に必要なところを優先してやっていくという御答弁で、最終的な見込みとしては、数年間のスパンがかかるんじゃないか。ただ、現段階では3年以内には何とかやっていきたいというような御答弁であったかと思います。

その中で、今年度に関してはそのうちの何割くらいの復旧のめどが立っているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。また、今現在、市道でも58路線が通

行止めとなっておりますけども、そこについても年度内の見通しがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 現段階でなかなか細かい数字を示すのは、かなり厳しいところもありますが、詳細について建設部長から答弁させます。

○議長（長沼久利） 原建設部長。

○建設部長（原敬浩） ただいまの泉谷赳馬議員の再質問にお答えいたします。

まずは、今年度どれぐらいの復旧になるのかということでございますが、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、公共土木施設災害としましては、全体で702か所ほどの被災箇所がございますので、これを今、現段階で年度内に幾ら完了できるのか、あるいは発注ができるのかというのは見通しはまだ立っていないという状況でございます。

答弁にありましたとおり、生活あるいは農作業に関連する道路というものは、優先的に手をかけてまいりたいと思います。その中で、現在58か所の道路が通行止めという形になってございますが、その中でも応急的な対応をしながら、秋の農作業に間に合わせる箇所、あるいは、特に生活に関連した道路については、本復旧も含めて進めていく道路という形で、それぞれ必要に応じ対応していきたいと考えております。ただし、58路線全てが今年度内に工事を着手あるいは完了できるという見込みは立っておりません。

同じ市道の中でも山林に向かう市道もこの58路線には入っておりますので、まず生活上あるいは農作業上必要な路線というところに力を入れて、復旧に向かいたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 10番泉谷赳馬さん。

○10番（泉谷赳馬） ありがとうございます。

続いて（2）番、災害復旧の対応状況や復旧予定を随時公表すべきではないかでありましたが、ホームページ等で通行止め等の情報を公開しているということで、その対応状況についてもタイムリーにお知らせしていく必要があるというような御答弁だったかと思うんですけども、そういった公表については今現在はやられていないということです。今後、そういったタイムリーな公表を検討しているという認識でよろしいのか、再質問させていただきます。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 建設部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 原建設部長。

○建設部長（原敬浩） ただいまの再質問にお答えいたします。

通行止めの公表につきましては、今回の災害では多くの路線が被災したために、多少その把握が遅れ、それから公表も少し遅れたというところは反省しているところでございます。現在、市のホームページにおいて、市道の通行止め箇所は公表しているところでございますが、御質問いただいたとおり、タイムリーな情報提供についてLINE公式アカウントを利用したりということで、この後は改善をしていきたいという検討をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 10番泉谷赳馬さん。

○10番（泉谷赳馬） ありがとうございます。ぜひ、そういった対応状況の情報も

オープンにさせていただきながら、タイムリーな情報を発信していただきたいと思います。

続いて（３）番、復旧まで時間を要する被災箇所について、大雨や台風、降雪への対策はありますが、安全管理ですとかブルーシート等々での応急対応はしているというお話だったかと思うんですが、近隣住民への説明も含めということについて御答弁がなかったのかなと。私が聞き逃したかもしれませんが、その部分に関して再質問をさせていただきます。

どのように住民の方へ説明されているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 建設部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 原建設部長。

○建設部長（原敬浩） ただいまの再質問にお答えいたします。

住民説明につきましては、特に建設部としては、道路の被災箇所について、見通しが立った段階で、長らく通行止めで支障を来している町内等に説明会を開催している箇所もございますし、これから見通しが立った段階で順次必要に応じて説明等はしてまいりたいと考えております。

また、特に河川ですとかは、個別の住民の方との対応になりますので、そちらについては個々の現場ごとに、現場に入る際ですとかいろんな交渉事もございますので、それを含めて説明という形でさせていただいているところでございます。

○議長（長沼久利） 10番泉谷赳馬さん。

○10番（泉谷赳馬） ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いをいたします。

（４）番、災害リスクの低い土地へ転居する被災者に対し、被災住家の解体費用等の支援をすべきではないかですが、防災移転ということで、本市では地域に残る方との公平性の部分が課題だというような御答弁だったかと思いますが、その公平性というのは、残る方が公平、不公平だとおっしゃっているのか、自治体として俯瞰的に見たときに公平ではないんじゃないかという予測というか、そういったものからの御答弁なのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 総務部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

単に建物を解体するという補助に関しましては、現在、市で制度上そういったものがございませんので、まずは今後の検討課題とさせていただくという内容にさせていただきます。

公平性という観点につきましては、そこに残る人、それから出ていく人、いろいろな状況の中で、どうしてその人がというようなことでの公平性という意味で、市全体の中で見たときにその補助の観点からしてどうかという点について、まだ整理ができていないということも含めまして御答弁をさせていただきました。

○議長（長沼久利） 10番泉谷赳馬さん。

○10番（泉谷赳馬） ありがとうございます。

続いて（6）番、災害協定や包括連携協定に基づいた協力はあったか、今後必要と思われる協力は何かについてであります。

御答弁の中で様々な御協力をいただいたというお話があったかと思うんですが、そういった様々な団体等から御協力いただいたことを、市民の方はあまり知らないと思うんです。そういったものを市民の方向けに公表するなり、そういったお考えはあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 総務部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

全て公表できているかという点につきましては、多分できていないと私も思っております。主だった内容について、例えば広報の災害の関連記事であったり、それからホームページでこういったことがありましたという御紹介であったりというのはしておりますので、全て公表できるか分かりませんが、適宜公表の方向でいろいろな情報を皆さんに発信できるように努めていきたいと考えております。

○議長（長沼久利） 10番泉谷赳馬さん。

○10番（泉谷赳馬） ありがとうございます。

続いて（7）災害時における情報伝達と通信インフラについての③番、災害時にも活用される公衆無線LAN、Wi-Fiの性能改善が必要ではないかについてであります。

災害時も通常時も、その速度等には変わりはない。ただ、現段階で一時的に不安定なときもあるという御答弁だったかと思えます。その災害時に避難している方たちが、動画とかそういった通信に負荷のかかるものは避けていただく必要はあるのかと思うんですけども、災害時に多くの方が避難したときに、メールやSNS程度であれば、普通に使えるというような認識でよろしいのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えしますが、おっしゃるとおり、みんなが動画ば一っとやるとなるとどうか分かりませんが、一般的な数の避難者の方々が通常の利用をされるのには問題ない程度の環境はできていると思っています。

○議長（長沼久利） 10番泉谷赳馬さん。

○10番（泉谷赳馬） ありがとうございます。

続いて、大項目2番、IT・AIツールの利活用について、（2）SNSによる広報・プロモーションについての③市外へのSNSプロモーション戦略をどのように考えているかについてであります。

庁内での勉強会の開催については、今後検討していきたいというような御答弁だったかと思いますが、それぞれの担当職員が、いろいろ運用については自主的に調べながらということで、今まで庁内として勉強会は開催していなかったという認識でよろしいのか、そこを確認させてください。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 企画振興部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、市全体としてそういった研修をまとまって実施したということは、今まではありません。

○議長（長沼久利） 10番泉谷赳馬さん。

○10番（泉谷赳馬） ありがとうございます。

続いて（3）番、チャットGPT等の生成AIの本格導入に向けた状況と今後の展望はについてであります。

まずは、なじみやすい分野から導入の検討をしていきたいというような御答弁であったかと認識しておりますが、例えば、市長の業務等でそういったチャットGPT、生成AIを、挨拶文等々で使われたことはございますでしょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） あります。ありますし、活用していますが、例えばですが、今回の一般質問なんかもほぼ答弁はアナログで私の思いも入れたり協議をしまして、ここには反映になっていませんけど、質問について、私は個人的にはチャットGPTを活用して参考にしたりもしておりますし、長い文章を要約をしてもらったりとか、箇条書きでポイントを出してもらったりには活用をすることはあります。

○議長（長沼久利） 10番泉谷赳馬さん。

○10番（泉谷赳馬） ありがとうございます。市長はそういうのお得意でしょうから、ぜひ市長がそういったいろいろと活用したものを、職員の方にもこういった事例があるとか、こういったものに使えるというのを、市長が率先してぜひとも展開していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて（4）番、教育現場におけるAIの扱いについて、①番、働き方改革の一環とした教職員による生成AIの活用はどう考えるかについての再質問であります。

国の動向を見ながら検討していくということだったんですが、現段階で学校のほうからそういった生成AIを活用したいとか、活用したいんだけど何か具体的なことがないか、情報提供をしてほしいといった声はあったのでしょうか。お聞かせください。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

私たちが教育委員会として学校に調査をかけている段階で、具体的なものというのは非常に少ないです。教材を作成するときに参考として、資料として使っているというのはありましたけれども、校務に具体的に使うというのは、現段階ではまだ進んでいません。

○議長（長沼久利） 10番泉谷赳馬さん。

○10番（泉谷赳馬） ありがとうございます。

②番、児童生徒に対する生成AIに関する教育について、どのような認識・方針かということで、中学生に限らず小学生、中学生一貫した指導をしていく必要があるというような御答弁だったかと思えます。小学校からそういった情報モラル教育の一環として

生成ＡＩについて学ばせていくという認識でよろしいのか、具体的に小学校何年生からというのあれば教えていただきたいと思います。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

具体的に何年生と今の段階で申し上げることはできないのですが、まず最初に、小学校の段階で生成ＡＩを直接的に使うことができないという背景については、きちんと子供だけではなくて保護者の方とも一緒になって確認していきながら、じゃあ、それをどう使っていくかというのが、小学校では大切なのではないのかと思っています。

全国の事例の中には、チャットＧＰＴで、例えば季節の俳句をつくって、チャットＧＰＴはこう出したけれども、それについてあなたたちはどう考えるというような形で提示する資料として使ったりという具体例があるので、そういうところも踏まえながら、先生たちがどう提示していくかを小学校ではきちんとしていきたいと思っています。

中学校からは、やはりその使用について確認していかなければいけないですし、私たちが今心配しているのは、例えば作文とかそういうものに対して使うことについて、自分の考えなくつくってしまうということがないように、それは先ほどの答弁でも申し上げたとおり、あくまで参考として、きちんと自分で考えるという、そういう学びを進めていくというところを確認していきたいと考えています。

○議長（長沼久利） 10番泉谷赳馬さん。

○10番（泉谷赳馬） 御答弁いただきありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長沼久利） 以上で、10番泉谷赳馬さんの一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（長沼久利） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、認定第1号から認定第14号まで、議案第111号から議案第116号まで、議案第118号から議案第124号までの計27件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。よって、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（長沼久利） 日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第125号から議案第128号までの4件を一括上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） 追加提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告として7月24日の豪雨災害に対する友好都市佐久市からの災害見舞金についてを報告いたします。

このたびの災害に対しましては、多くの皆様からたくさんの御支援をいただいているところでありますが、友好都市である長野県佐久市から災害見舞金として100万円の寄

附の申出があり、今月 2 日に受領いたしました。佐久市からの御厚意は被災された市民の皆様への支援や災害復旧事業に役立てたいと考えており、佐久市の皆様の温かい御支援に深く感謝申し上げ、今後も友好都市の絆が一層深まるよう努めてまいります。

それでは、追加提出議案について、その概要を御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、補正予算 4 件であります。

初めに、議案第125号令和 6 年度一般会計補正予算（第12号）につきましては、通常分の主な経費といたしまして、総務費において地域おこし協力隊設置事業費等を、土木費において急傾斜地崩壊対策事業費等を追加いたします。

次に、7 月24日からの豪雨災害に対応する経費といたしまして、総務費において鳥海山ろく線運営促進事業費を、農林水産業費において治山事業費を追加いたします。

これらの財源は、県支出金及び市債のほか、一般財源分を財政調整基金繰入金で充当して、補正額として 1 億1,119万4,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は680億7,966万5,000円となります。

次に、議案第126号令和 6 年度情報センター特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、補正額として830万1,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は 2 億2,521万1,000円となります。

次に、議案第127号令和 6 年度水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、収益的支出において433万5,000円を減額しようとするものであり、補正後の支出総額は44億7,261万円となります。

次に、議案第128号令和 6 年度下水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、資本的収入において 1 億3,100万円を追加しようとするものであり、補正後の収入総額は56億7,379万8,000円となります。

また、収益的支出及び資本的支出において 1 億3,000万円を追加しようとするものであり、補正後の支出総額は65億5,734万7,000円となります。

なお、補正予算の内容につきましては、補正予算概要を御覧くださいますようお願いいたします。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（長沼久利） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第125号から議案第128号までの 4 件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午後 0 時 3 4 分 休 憩

午後 0 時 3 4 分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第125号から議案第128号までの 4 件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（長沼久利） 日程第４、決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任の件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。認定第１号から認定第14号までの14件については、決算審査特別委員会を設置し審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、認定第１号から認定第14号までの14件については、決算審査特別委員会を設置し審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により、議長並びに議員選出監査委員を除く19名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました19名を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会の正副委員長互選のため、特別委員会を本日午後１時30分に正庁に招集いたします。

○議長（長沼久利） 日程第５、提出議案及び陳情の委員会付託を行います。

議案・陳情委員会付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

○議長（長沼久利） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明６日から24日までは委員会開催等のため休会、25日午前10時より本会議を再開し、各委員会の審査報告、委員長報告に対する質疑、議案及び陳情についての討論、採決を行います。

また、討論の通告は、24日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 ０時 37 分 散 会